

都市公園の使用料の減免の取扱いについて

令和7年7月1日から適用

公園管理事務所が所管する都市公園に関して、豊中市都市公園条例第20条に規定する使用料の免除において、同条例第4条及び第8条及び第9条の許可に係るものについての「市長は、公益上その他特別の理由があると認められるとき」の取扱いは、下表のとおりとする。

1 豊中市都市公園条例第4条関係（注1）

減免の対象となる行為		減免率	備考
(1)	国又は本市以外の地方公共団体等が主催又は共催する事業での利用	全額	
(2)	本市又は本市の行政機関等が主催又は共催する事業での利用	全額	
(3)	本市の後援等を受けて行う事業で、事業の管理を担当部局が行い、本市の施策推進に寄与すると認められる事業での利用	全額	
(4)	地域の自治会その他地域の団体が主催又は共催する行事での利用	全額	
(5)	学校教育法に規定する学校（注2）がその教育活動の一環として行う利用	全額	
(6)	児童福祉法に規定する児童福祉施設（注3）がその設置目的に沿った活動の一環として行う利用	全額	
(7)	就学前の子供の教育に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する認定こども園がその設置目的に沿った活動の一環として行う利用	全額	

減免の対象となる行為		減免率	備考
(8)	地域の団体、公共的団体等が老人福祉法に規定する老人の心身の健康保持に資する目的に沿った活動の一環として行う利用	全額	
(9)	地域の団体、公共的団体等が青少年健全育成に資する目的に沿った活動の一環として行う利用	全額	
(10)	千里中央公園野外炊さん場において青少年健全育成に資する目的に沿った活動の一環として行う利用	全額	・千里中央公園の野外炊さん場の利用は、青少年以下の団体が、教育的デイキャンプとして使用する場合に限る。
(11)	営利を目的としない団体が研究・調査を目的とした活動の一環として行う利用	全額	・原則入場料その他これに類する料金を徴収する場合は減免の対象としない。
(12)	営利を目的としない団体が行う集会又はそれに類する利用	全額	・原則入場料その他これに類する料金を徴収する場合は減免の対象としない。
(13)	市のPRを目的とした撮影と市長が認める事業での利用	全額	・原則入場料その他これに類する料金を徴収する場合は減免の対象としない。
(14)	本市の事業で事業者等と協定を結び行う事業での利用	その都度 市長が定める	
(15)	その他特に必要があると認められるとき	その都度 市長が定める	

注 1 ただし、指定管理者が管理する公園については、別途定める基準によるものとする。

注 2 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校、専修学校、各種学校

注 3 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、

児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター

2 豊中市都市公園条例第8条関係

減免の対象となる設置又は管理		減免率	備考
(1)	国又は本市以外の地方公共団体等が公共の用に供するなどやむを得ず行う設置又は管理するもの	全額	
(2)	本市又は本市の行政機関等が公共に供するなどやむを得ず行う設置又は管理するもの	全額	
(3)	許可の対象となる公園について自主管理協定を締結している又は公園愛護活動を行う自治会、連合会等が設置又は管理するもの	全額	公園の維持・管理上必要と認められるものに限る。
(4)	指定管理者が管理する施設（公園）において、当該指定管理者が設置又は管理するもので、公園の維持管理上やむを得ず行う設置又は管理するもの	全額	
(5)	その他特に必要があると認められるとき	その都度市長が定める	

3 豊中市都市公園条例第9条関係

減免の対象となる占用		減免率	備考
(1)	国又は本市以外の地方公共団体等が公共の用に供するなどやむを得ず行う占用	全額	
(2)	本市又は本市の行政機関等が公共に供するなどやむを得ず行う占用	全額	

(3)	許可の対象となる公園について自主管理協定を締結している又は公園愛護活動を行う自治会、連合会等が行う占有	全額	公園の維持・管理上必要と認められるものに限る。
(4)	指定管理者が管理する施設（公園）において、当該指定管理者が占有するもので、公園の維持管理上やむを得ず行う占有	全額	
(5)	第 4 条の申請に付随する占有で第 4 条の行為で全額減免となったもの	全額	
(6)	その他特に必要があると認められるとき	その都度 市長が定める	